

大 個 審 第 1 2 号
(答 申 第 3 5 9 号)
令 和 2 年 7 月 3 1 日

大 阪 府 知 事 様

大 阪 府 個 人 情 報 保 護 審 議 会
会 長 長 谷 川 佳 彦

個 人 情 報 の 取 扱 い に 関 す る 意 見 に つ い て (答 申)

令 和 2 年 7 月 21 日 付 け 感 対 第 1871 号 で 諮 問 の あ り ま し た 「 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 者 等 情 報 把 握 ・ 管 理 支 援 シ ス テ ム (HER-SYS) に 係 る 個 人 情 報 の 取 扱 い に つ い て 」 に 係 る 大 阪 府 個 人 情 報 保 護 条 例 第 7 条 第 5 項 に 規 定 す る 要 配 慮 個 人 情 報 の 収 集 禁 止 原 則 の 例 外 事 項 に つ い て は 、 審 議 の 結 果 、 下 記 事 項 に 留 意 し て 、 個 人 情 報 の 保 護 に 万 全 の 措 置 を 講 じ る こ と を 前 提 に 、 諮 問 の 内 容 を 適 当 な も の と 認 め ま し た の で 、 答 申 し ま す 。

記

- 1 実 施 機 関 に お い て 、 収 集 又 は 利 用 ・ 提 供 す る 個 人 情 報 の 管 理 責 任 者 を 定 め 、 個 人 情 報 の 漏 え い の 防 止 等 、 個 人 情 報 の 適 切 な 管 理 の た め に 必 要 な 措 置 を 講 ず る こ と 。
ま た 、 本 事 業 に お い て 個 人 情 報 を 取 り 扱 う 職 員 に つ い て は 、 必 要 最 小 限 の 人 数 と す る こ と 。
- 2 実 施 機 関 が 収 集 す る 個 人 情 報 に つ い て は 、 本 事 業 の 実 施 の た め の 必 要 最 小 限 の も の に 限 定 す る こ と と し 、 収 集 し た 個 人 情 報 に つ い て は 、 保 存 期 間 を 明 確 に し た 上 で 、 そ の 経 過 後 、 遅 滞 な く 消 去 す る こ と 。 な お 、 個 人 情 報 を 含 む デ ー タ は 、 機 器 内 部 の 記 憶 装 置 か ら 全 て 消 去 す る こ と 。
- 3 本 事 業 に 係 る 個 人 情 報 の 収 集 及 び 管 理 等 の 状 況 を 把 握 す る と と も に 、 本 事 業 が 本 格 的 に 稼 働 し た 後 、 府 内 に お け る 当 該 状 況 に つ い て 本 審 議 会 に 報 告 す る こ と 。

(答 申 に 関 与 し た 委 員 の 氏 名)

長 谷 川 佳 彦 、 島 田 佳 代 子 、 近 藤 亜 矢 子 、 嵯 峨 嘉 子 、 西 上 治 、 丸 山 敦 裕 、
布 施 匡 章 、 海 道 俊 明 、 西 村 枝 美